

補 足 資 料

設計概要

みやま市総合市民センター(仮称)基本計画に基づく設計概要は次のとおりです。

1. みやまらしさを実現する3つのコンセプト

①歴史:今あるものを結んで活かす新たな2つの「街道」

- ・かつて旧街道沿いの宿場町だったみやまに、新たな2つの「街道」をつくる。
- ・市役所と図書館を「交流の街道」により結び、施設間の連携を図るとともに、奥まった敷地に活動風景を連続させることで人を引込み、日常的な賑わいを創出する。
- ・瀬高中央公園と矢部川を「健康の街道」により結び、まち全体を健康増進の空間として活用する。

②風土:敷地内の樹木の保存とみやまの風土を感じる「くすのき広場」

- ・敷地に現存する樹木を極力残し、施設のシンボルとし、樹木の周りに市民の憩いの空間をつくる。
- ・既存のくすのきが見守る「くすのき広場」を交流の街道に囲まれるように設ける。

③共創:常に使われ続ける多目的ホール

- ・ホールの側面を遮音の移動間仕切で開放することで、ロビーや外部と一体的に利用する。
- ・劇場・体育館利用に留まらず「まるごとみやま秋穫祭」などの大規模イベントを含めた様々な利用により、いつも誰かが新しい使い方を発見できる多目的ホールをつくる。



※正面入口付近のイメージ

2. 施設概要

建築場所	みやま市瀬高町下庄字安ノ内 792 番地 1 他
主要用途	公会堂
敷地面積	16,883.21 m ²
延床面積	5,957.61 m ² (外部庇等を含む)
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、高さ約 22m
駐車場	256 台 (うち、車いす用 10 台)

3. 総合市民センターの特色

①ホールの劇場・体育利用の両立

- ・多目的ホールは、最大800席を備えた劇場利用が可能。壁面収納型の移動観覧席を客席後方に収納すれば、バレーボール、卓球、バドミントンなどの体育利用が可能。
- ・ホール側面の遮音移動間仕切を開放することで、ホール・ロビー・広場との一体利用が可能。
- ・ホール 2 階に 178 席の観覧スペースを配置し、大人数を収容する催しでは客席としても利用することでイベント時の一体感を高める。

②健康増進の空間整備

- ・健康増進機能として設置するトレーニングルームは、視線を気にせず伸び伸びと運動できるように、2 階に配置。くすのきや清水山を眺めながら運動や気分転換ができるテラスを整備。

③あらゆる世代が集う子育て交流の場づくり

- ・つどいの広場事業の実施など、子育て支援の拠点を整備。
- ・キッズルームや屋根のある屋外広場を整備し、雨の日でも外気を感じながら遊べるスペースの整備。



※多目的ホールの劇場型利用イメージ (上) と、スポーツ型利用イメージ (左)

添 付 資 料

1 みやま市総合市民センター(仮称)管理運営計画策定委員会 委員名簿

氏 名	所属・役職 等
久保田 毅	文化協会事務局長
小野 茂樹	体育協会会長
熊川 正彰	水上公民館支館長
山田 一昭	社会福祉協議会会長
深町 美保	社会福祉協議会 つどいの広場事業担当
森 明彦	子ども会育成連絡協議会役員
藤吉 滋子	ボランティア連絡協議会会長
塚本 八重子	食生活改善推進協議会会長
田嶋 芳美	美術協会会長
只隈 寛右	総合型スポーツクラブみやま代表
西田 和政	公共施設指定管理事業有識者
松尾 洋	公共施設指定管理事業有識者
金子 俊久	公募委員
竹内 彬	公募委員

2 協議状況

開催日	協議事項など
令和2年11月25日	第1回みやま市総合市民センター(仮称)管理運営計画策定委員会 ・総合市民センター建設までの経過について ・総合市民センターの設計内容について ・管理運営計画の構成案と検討項目について ・今後のスケジュールについて
令和2年12月23日	第2回みやま市総合市民センター(仮称)管理運営計画策定委員会 ・管理運営計画記述項目について ・諸室名称と仕様について ・年間事業計画について ・配置予定備品に関して
令和3年3月24日	第3回みやま市総合市民センター(仮称)管理運営計画策定委員会 ・組織計画について ・事業計画について ・収入・支出の考え方について ・広報計画について ・開館までのスケジュールについて
令和3年7月30日	第4回みやま市総合市民センター(仮称)管理運営計画策定委員会 ・管理運営計画(案)について

3 みやま市総合市民センター(仮称)管理運営計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 みやま市総合市民センター(仮称)基本計画に基づき、総合市民センター(仮称)に関する管理運営計画を策定するに当たり、広く市民や関係者等の意見を反映させるため、みやま市総合市民センター(仮称)管理運営計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合市民センター(仮称)の管理運営計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合市民センター(仮称)の管理運営に関して市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化芸術・スポーツ振興に関し識見を有する者
- (2) 健康づくり、子育て・介護支援に関し識見を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。